



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*4 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 1

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月12日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第11条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) 略</p> <p>第11条の3～第11条の7 略</p> <p>第14条 地域指導課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) 略</p> <p>第20条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) 略 (4) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。） (5) 略 (6) 銃砲刀剣類及び火薬類等の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。） (7)～(11) 略</p> <p>第24条 捜査第二課においては、次の事務をつか</p>	<p>第11条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) 略 (4) <u>照会センターの運用に関すること。</u></p> <p><u>第11条の3 情報管理課に、照会センターを附置する。</u> <u>2 照会センターにおいては、犯罪捜査に係る照会等の集中業務に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>第11条の4～第11条の8 略</p> <p>第14条 地域指導課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) 略 (7) <u>自動車警ら隊の運用に関すること。</u></p> <p><u>第18条の2 地域指導課に、自動車警ら隊を附置する。</u> <u>2 自動車警ら隊においては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 犯罪が多発している地域における機動警ら等に関すること。</u> <u>(2) 生活安全部長が特に命ずる業務の実施に関すること。</u></p> <p>第20条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(3) 略 (4) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（<u>捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。</u>） (5) 略 (6) 銃砲刀剣類及び火薬類等の取締りに関すること（<u>捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。</u>） (7)～(11) 略</p> <p>第24条 捜査第二課においては、次の事務をつか</p>

- さどる。
 (1) 略
 (2) 略

第25条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 組織犯罪の取締りに関すること（組織犯罪捜査室の所掌に属するものを除く。）
 (2) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること（組織犯罪捜査室の所掌に属するものを除く。）
 (3) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること（生活環境課及び組織犯罪捜査室の所掌に属するものを除く。）
 (4)～(6) 略
 (7) 組織犯罪捜査室の運用に関すること。

第25条の2 略

第25条の3 組織犯罪対策課に、組織犯罪捜査室を附置する。
 2 組織犯罪捜査室においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 暴力団その他の組織犯罪の実行に係る組織に係る犯罪の捜査に関すること。
 (2) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の捜査に関すること。
 (3) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の捜査に関すること（生活環境課の所掌に属するものを除く。）
 (4) 特殊詐欺の捜査に関すること。

第27条 機動捜査分析課においては、次の事務をつかさどる。
 (1)～(4) 略
 (5) 照会センターの運用に関すること。

第27条の2 略

第27条の3 機動捜査分析課に、照会センターを附置する。
 2 照会センターにおいては、犯罪捜査に係る照会等の集中業務に関する事務をつかさどる。

第31条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。
 (1)～(5) 略
 (6) 交通犯罪捜査室の運用に関すること。
 (7) 略

第32条の2 交通指導課に、交通犯罪捜査室を附置する。
 2 交通犯罪捜査室においては、次の事務をつかさどる。
 (1)～(3) 略

- さどる。
 (1) 略
 (2) 組織犯罪捜査室の運用に関すること。
 (3) 略

第24条の3 捜査第二課に、組織犯罪捜査室を附置する。
 2 組織犯罪捜査室においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 暴力団に係る犯罪の捜査に関すること。
 (2) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の捜査に関すること。
 (3) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の捜査に関すること（生活環境課の所掌に属するものを除く。）
 (4) 特殊詐欺の捜査に関すること。

第25条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 組織犯罪の取締りに関すること（捜査第二課の所掌に属するものを除く。）
 (2) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること（捜査第二課の所掌に属するものを除く。）
 (3) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること（生活環境課及び捜査第二課の所掌に属するものを除く。）
 (4)～(6) 略

第25条の2 略

第27条 機動捜査分析課においては、次の事務をつかさどる。
 (1)～(4) 略

第27条の2 略

第31条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。
 (1)～(5) 略
 (6) 交通捜査・暴走族対策室の運用に関すること。
 (7) 略

第32条の2 交通指導課に、交通捜査・暴走族対策室を附置する。
 2 交通捜査・暴走族対策室においては、次の事務をつかさどる。
 (1)～(3) 略

第35条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(4) 略
- (5) 免許デジタル化推進室の運用に関すること
- (6)・(7) 略

第35条の2 略

第35条の3 運転免許課に、免許デジタル化推進室を附置する。

2 免許デジタル化推進室においては、情報通信技術を活用した運転免許に係る事務の実施の推進に係る事務をつかさどる。

第40条 警備部に、次の3課及び1隊を置く。

- 略
- 外事課
- 略
- 略

第41条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(4) 略
- (5) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。
ア～エ 略

オ 略
カ その他警備犯罪（外事課の所掌に属するものを除く。）

- (6) 公安対策室の運用に関すること。

(7) 略

第41条の2 警備企画課に、公安対策室を附置する。

2 公安対策室においては、警備情報の収集及び整理その他警備情報に関する事務（外事課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第41条の3 外事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人に係る警備情報の収集及び整理その他外国人に係る警備情報に関すること。
- (2) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。
ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪
イ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61

(4) 飲酒運転に係る交通指導取締りに関すること。

第35条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(4) 略
- (5)・(6) 略

第35条の2 略

第40条 警備部に、次の3課及び1隊を置く。

- 略
- 公安課
- 略
- 略

第41条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(4) 略
- (5) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。
ア～エ 略

オ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪

カ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

キ 前号に規定する活動に関する警備犯罪

ク 右翼運動に伴う警備犯罪

ケ 略

コ その他警備犯罪

- (6) 外国人に係る警備情報の収集及び整理その他外国人に係る警備情報に関すること。

(7) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）の施行に関すること。

(8) 略

第41条の2 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備情報の収集及び整理その他警備情報に関すること（警備企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) テロ対策室の運用に関すること。

第41条の3 公安課に、テロ対策室を附置する。

2 テロ対策室においては、テロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）に係る対策に関する事務（警備企画課及び警備課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

号)に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの
ウ 前号に規定する活動に関する警備犯罪

第42条の2 略

2 緊急事態対策室においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(3) 略

(4) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)の施行に関すること。

(5)～(7) 略

第42条の4 略

2 警衛対策室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 第35回全国「みどりの愛護」のつどい及び第49回全国育樹祭における警衛に関すること

(2) 第35回全国「みどりの愛護」のつどい及び第49回全国育樹祭における警護に関すること

。

第42条の2 略

2 緊急事態対策室においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(3) 略

(4)～(6) 略

第42条の4 略

2 警衛対策室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 第35回全国「みどりの愛護」のつどいにおける警衛に関すること。

(2) 第35回全国「みどりの愛護」のつどいにおける警護に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。